

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6-②4)

| | | | |
|------------------|---|----------------|--|
| 政策分野名 【施策名】 | 漁村の活性化の推進 | 担当部局名 | 水産庁 【企画課/水産経営課/加工流通課/研究指導課/漁場資源課/計画課/整備課/防災漁村課】 |
| 政策の概要 【施策の概要】 | 浜の再生・活性化、漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化、加工・流通・消費に関する施策の展開、水産業・漁村の多面的機能の発揮、漁場環境の保全・生態系の維持、防災・減災、国土強靭化への対応 | 政策評価体系上の位置付け | 水産物の安定供給と水産業の健全な発展 |
| 政策に関する内閣の重要政策 | <ul style="list-style-type: none"> ・水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定) 第2 III 地域を支える漁村の活性化の推進 ・漁港漁場整備長期計画(令和4年3月25日閣議決定) 第1 漁港漁場整備事業についての基本的考え方 第2 実施の目標及び事業量 ・社会资本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定) 第3章 計画期間における重点目標、事業の概要 ・農林水産業・地域の活力創造プラン(令和4年6月21日改訂) III 13. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 ・未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定) 第2 I [4] 1.(3) iv) 水産業改革 ・経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定) 第2章 5. (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障 ・規制改革実施計画(令和6年6月21日閣議決定) II 実施事項 ・成長戦略等のフォローアップ(令和5年6月16日閣議決定) IV. 1. 「デジタル田園都市国家構想の推進」関連 | 政策評価 実施予定時期 | 令和8年8月 |

| 施策① | 浜の再生・活性化 | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---|------------------------------|--|-----|---|------------------|-----|-------------|-------------------------------|------|---|
| 施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】 | 浜の再生・活性化に向けて、浜プランにおいて、海業や漁業外所得の確保の取組の促進や、漁村外からのUターンの確保等による地域の将来を支える人材の定着と漁村の活性化についても推進すべく見直しを図る。また、海洋等の振興、離島対策等を推進する。 | | | | | | | | | | |
| 目標① 【達成すべき目標】 | 漁業者の所得向上 | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | 年度ごとの実績値 | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | |
| ア 各年度の漁業者の所得向上目標を達成した地区の割合【再掲】 | 56% | 直近5カ年実績(平成29年度から令和3年度)の5中3平均 | 62% | 各年度 | 62% | 62% | 62% | 62% | 62% | F=一直 | <p>【測定指標の選定理由】 基本計画第2II(1)の「漁業者の所得向上」に該当するアウトカム指標として設定。 浜プランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業者の所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととしている。 これを踏まえ、浜プランを実践して所得向上に取り組む地区のうち、各年度の所得向上目標を達成した地区的割合を測定指標として選定した。 なお、新たな基本計画に則した見直しにより、令和6年度から従来の漁業所得に加えて海業による漁業外所得も所得向上目標への算入が可能となったことを踏まえ、令和6年度以降の年度を計画の初年度とするプランについては、海業による漁業外所得分を含めた漁業者の所得が各年度の所得向上目標を達成した地区を対象とする。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近5カ年(平成29年度から令和3年度)の実績の5中3平均が56%であり、浜プランの所得向上目標である10%を加味した62%を目標値とした。 また、各地区的所得向上目標は毎年度向上するように設定することを踏まえ、62%以上を維持することとした。</p> |
| | | | | | 46% | 令和7年3月下旬 把握予定 | | | | | |
| | | | | | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜プランを策定している地区的達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握 ※令和6年度以降については、海業による漁業外所得も含めた漁業者の所得での達成状況を把握する | | | | | | |
| | 把握の方法 | 達成度合いの 判定方法 | 達成率(%)=各年度の漁業所得向上目標を達成した地区的割合／目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | |

| 前年度までの測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指標が上記と異なる場合) | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | |
|--|-----|------------------------------|----------|--|--|-----|-----|---------|-------------------------------|---|
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | |
| | | | 目標年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | |
| 各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合【再掲】 | 56% | 直近5カ年実績(平成29年度から令和3年度)の5中3平均 | 62% 各年度 | 62% | 62% | - | - | - | F=一直 | <p>【測定指標の選定理由】 基本計画第2回1(1)の「漁業所得の向上」に該当するアウトカム指標として設定。 浜プランについて、各地域の収入向上とコスト削減の具体的な対策の実施により漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目指すこととされている。 これを踏まえ、浜プランを実践して漁業所得向上に取り組む地区的うち、各年度の漁業所得向上目標を達成した地区的割合を測定指標として選定した。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 直近5カ年(平成29年度から令和3年度)の実績の5中3平均が56%であり、漁業所得の向上分10%を加味した62%を目標値とした。 また、各地区的漁業所得向上目標は毎年度向上するように設定することをふまえ、62%以上を維持することとした。なお、浜プランは令和元年度から5年度まで5カ年の期間が設定されており、令和6年度に新たな基本計画に則した見直しがプランに適用される段階で、指標の設定を検討。</p> |
| | | | | 46% | 令和7年3月下旬把握予定 | | | | | |
| | | | | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度末 算出方法:浜プランを策定している地区的達成状況を各都道府県からの報告を通じて把握 | | | | | | |
| | | 把握の方法 | | 達成度合いの判定方法 | 達成率(%)=各年度の漁業所得向上目標を達成した地区の割合／目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | |

| 目標② 【達成すべき目標】 | 漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備、海業等の取組を一層推進 | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---------------------------------|--|-------|-----------|---------------|----------------------|-----------|-----------|-------------|-------------------------------|---|--|--|--|
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | | |
| ア 漁港における新たな海業等の取組 数 | 0件 | 令和 3年度 | 500件 | 令和 8年度 | 100件 | 200件 | 300件 | 400件 | 500件 | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回1(2)の「漁港を海業等に利活用しやすい環境を整備」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、全国の漁港の有効活用や海業等の取組の促進を図り、令和8年度までにおおむね500件の海業等の取組を漁港において展開することとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 | | | |
| | | | | | 30件 | 151件 | | | | | | | | |
| イ 漁村の活性化により新たに増加した都市漁村交流人口 | 0万人 | 令和 3年度 | 200万人 | 令和 8年度 | 40 万人 | 80 万人 | 120 万人 | 160 万人 | 200 万人 | F↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回1(2)の「海業等の取組を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、海業等の取組を一層推進し、令和8年度までに都市漁村交流人口をおおむね200万人増加させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 | | | |
| | | | | | 270万 (暫定値) | 令和6年 10月末 把握予定 | | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握 | | | | | | | | | | | | |
| | | 達成度合いの 判定方法 | | | | | | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の10月頃(暫定値は6月頃把握) 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握 | | | | | | | | | | | | |
| | | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満 | | | | | | | | | | | | |

| 目標③ 【達成すべき目標】 | 離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組の支援 | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---------------------|------------|------------|------------|------------|-------------|---|--|--|
| 測定指標 | 基準値 基準年度 | 目標値 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| ア 離島漁業再生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の中の平均漁業所得額 | 1.3百万円 令和2年度 | 1.3百万円 各年度 | 1.3 百万円 | 1.3 百万円 | 1.3 百万円 | 1.3 百万円 | 1.3 百万円 | F=一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回1(6)の「離島地域の漁業集落が共同で行う漁業の再生のための取組を支援」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 離島漁業は漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売生産面での不利な条件に加え、高齢化及び過疎化等のため、所得の現状を維持することも困難な厳しい状況であるため、基準年度(令和2年度)の所得額の実績(1.3百万円)を維持することを目標として設定。 | | |
| | | | 1.6 百万円 (暫定値) | 1.8 百万円 | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度翌年の8月頃 算出方法:離島漁業再生支援等交付金の取組に参加している離島漁業者の中の平均漁業所得を各都道府県を通じて把握。 | | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 Aランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満 | | | | | | | | | | |

| 施策(2) | 漁協系統組織の経営の健全化・基礎強化 | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------------------------|------|--|
| 施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】 | 漁業者の所得向上及び漁協の経営の健全性確保のため、複数漁協間での広域合併や経済事業の連携等の実施、漁協施設の機能再編等の取組を推進する。また、指導監督指針や各種ガイドライン等に基づく漁協のコンプライアンス確保に向けた自主的な取組を促進する。 | | | | | | | | | | |
| 目標① 【達成すべき目標】 | 複数漁協間での広域合併、収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進 | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| ア 沿海地区漁業協同組合の組合数 (出資及び非出資) | 873 組合 | 令和 3年度 | 798 組合 | 令和 8年度 | 858 組合 | 843 組合 | 828 組合 | 813 組合 | 798 組合 | S↓－差 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回2(1)、(2)の「複数漁協間での広域合併、収支改善に向けた漁協系統組織の取組を促進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、広域漁協合併の進捗状況等を勘案し、前期水産基本計画期間における合併による漁協減少数は同期間期首時点の漁協数の約8.5%であったことから、本水産基本計画期間においてもこの傾向を維持することとし、令和8年度末に漁協数を798漁協(△75漁協)にすることを目標とした。 目標年度については、令和4年度に策定された水産基本計画は、概ね5年度ごとに見直されることから、現行の水産基本計画の最終年度と見込まれる令和8年度を目標年度とするにより、次期水産基本計画に併せて政策分野・施策を見直すことができるようとした。 |
| | | | | | 864 組合 | 852 組合 | | | | | |
| | 把握の方法 | | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県からの報告により把握 | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | | 達成率(%) = (実績値 - 基準値) / (目標値 - 基準値) × 100 Aランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | |

| 施策(3) | 加工・流通・消費に関する施策の展開 | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|---|-----------|----------|---------------|------------------------|---------------|---------------|---------------|-------------------------------|--|--|
| 施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】 | 水産加工業は「原材料不足」「経営体力不足」「人手不足」が主要な課題となっており、これらの課題解決に向けて環境等の変化に適応可能な産業への転換、国産加工原料の安定供給、中核的水産加工業者の育成及び生産性向上と外国人材の活用を推進する。流通においては水産バリューチェーンの構築、産地市場の統合、重点化の推進を図るとともに、消費対策として消費者ニーズを的確に捉えた水産物の提供や若年層における魚食の習慣化を促進する。 | | | | | | | | | | | |
| 目標① 【達成すべき目標】 | 資源状況の良い加工原料への転換や多様化、新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を促進、加工・流通のバリューチェーンの強化、国産水産物の消費拡大 | | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | | |
| ア 魚介類(食用)の年間消費量 | 44.6kg/人年 | 令和元年度 | 39.8kg/人年 | 令和14年度 | 43.5 kg/人年 | 43.1 kg/人年 | 42.8 kg/人年 | 42.4 kg/人年 | 42.0 kg/人年 | F↓一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回3(1)アの「資源状況の良い加工原料への転換や多様化」、ウの「新製品開発や新規販路開拓等の経営改善に資する取組を促進」、(2)アの「加工流通のバリューチェーンの強化」、(3)アの「国産水産物の消費拡大」に該当するアウトカム指標として設定。 加工原料の転換、新規販路の開発や水産バリューチェーンの構築等は、外食産業やスーパー・マーケット等での需要を増加するための取組であり、需要の増減は魚介類(食用)の年間消費量に寄与することから、測定指標として設定。 | |
| | | | | | 40.3 kg/人年 | 40.0 kg/人年 (概算値) | | | | | 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 新たな「水産基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)において令和14年度の1人1年当たりの食用魚介類の消費量(粗食料ベース)を39.8kgとする目標を掲げている。 年度ごとの目標値については、「水産基本計画」(令和4年3月25日閣議決定)において定められていないため、基準値と目標値を直線で結んで算出した年度ごとの消費量の目標値とした。 | |
| | 把握の方法 | 出典:食料需給表 作成時期:調査年度の翌々年度末(概算値は調査年度の翌年度8月に把握予定) 算出方法:粗食料/年度中(10月1日)の我が国の総人口 | | | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 △ランク: 150%超、△ランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満 | | | | | | | | | | | |

| 目標② 【達成すべき目標】 | 水産物の価格の著しい変動を緩和し、加工原料を安定的に供給 | | | | | | | | | | | |
|------------------|------------------------------|---|--------------|----------|-------------------|----------------------|--------------|-------------------------------|------|---|--|--|
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| ア 対象水産物の年間変動係数 | 0.25 | 平成19年度～平成28年度までの平均値 | 0.25 | 令和9年度 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | 0.25 | F=一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)イの「加工原料を安定的に供給(目標②欄を転記)」に該当するアウトカム指標として設定。 対象水産物は1種類の魚種ではなく、複数の魚種(アジ、サバ、サンマ、イワシ)となっている。それぞれの魚種で平均単価や変動幅が異なることから、同水準の基準とするため、変動係数を使用した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 過去10年間(平成19年度から平成28年度)の変動係数の平均値(0.25)以下を目標値とした。 | | |
| | | | | | 0.24 | 0.21 (暫定値) | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:産地水產物流通調査 作成時期:調査年度の翌年度末(暫定値は7月頃把握) 算出方法:産地価格の標準偏差／産地平均価格 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の目標値 / 当該年度の実績値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | |
| 目標③ 【達成すべき目標】 | 省人化・省力化、生産性向上 | | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| ア 水産食料品製造業の労働生産性 | 6.80 百万円/人 | 令和元年度 | 対前年増 又は同数 | 各年度 | 対前年増 又は同数 | 対前年増 又は同数 | 対前年増 又は同数 | 対前年増 又は同数 | O=直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ3(1)エの「省人化・省力化、生産性向上」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和元年度の実績値6.80百万円/人を基準値とし、令和9年度までに省人化・省力化により生産性の維持・向上を図ることから、労働生産性を維持・増加することとして設定。 水産加工業者は中小・零細規模の経営体が大宗を占める中、他の製造業と比べても経営基盤が弱い。そのような中、近年はサンマ・サケ等の不漁による原材料不足や輸入原材料価格の高騰、人手不足などの厳しい状況に見舞われており、原材料の転換、新商品の開発などに係る機械の導入をしない限り、従来の労働生産性の維持すら困難な情勢。こうした水産加工業者の存続をかけた取組に対し支援を行うことで、少なくとも現行の労働生産性の維持を確保する必要がある。 | | |
| | | | | | 7.79 百万円/ 人 | 令和7年 8月下旬 把握予定 | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:工業統計調査、経済構造実態調査(経済産業省)、経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省) 作成時期:調査年度の翌年度秋頃 算出方法:水産食料品製造業の(付加価値額) / (従業員数) | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 前年度の実績値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | |

| 目標④ 【達成すべき目標】 | 漁港において高度な衛生管理に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進 | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|----------|------|------|-------------|-------------------------------|-----|---|--|--|
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| ア 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合【再掲】 | 45% ア 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合【再掲】 | 令和3年度 ア 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合【再掲】 | 70% ア 水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合【再掲】 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | F↑直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回3(2)イの「漁港において高度な衛生管理に対応した荷さばき所、冷凍・冷蔵施設等の整備を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、「水産物の流通拠点となる漁港において、総合的な衛生管理体制の下で取り扱われる水産物の取扱量の割合を45%(令和3年度)から令和8年度までにおおむね70%に向上させる」としていることから設定。 各年度の目標値については、基準年から一定割合で向上させ令和8年度に達成させることとして設定。 | | |
| | | | | 50% | 55% | 60% | 65% | 70% | | | | |
| | | | | 45% | 47% | | | | | | | |
| 目標⑤ 【達成すべき目標】 | 水産エコラベルの活用 | | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| ア 生産段階認証(漁業・養殖業)の認証数 | 110件 ア 生産段階認証(漁業・養殖業)の認証数 | 令和3年度 ア 生産段階認証(漁業・養殖業)の認証数 | 275件 ア 生産段階認証(漁業・養殖業)の認証数 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | S↑直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回3(3)イの「水産エコラベルの活用」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、基本計画に記載の水産エコラベルの活用の推進を達成するため、直近3年間の日本国内における生産段階認証(注1)件数実績の増加率を元に、令和9年度の認証件数を275件とする目標を設定。 各年度の目標値については、水産基本計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 なお、水産エコラベルは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるよう商品にラベルを表示するスキームであり、生産段階認証とは持続可能で環境に配慮した漁業・養殖業から生産された水産物であることを担保するものである。 | | |
| | | | | 150件 | 175件 | 200件 | 225件 | 250件 | | | | |
| | | | | 112件 | 132件 | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の4月 算出方法:国内で認証実績のある水産エコラベルのスキームオーナーに対する調査・集計 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | |

| 施策(4) | 水産業・漁村の多面的機能の発揮 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--|---|-------------|--|-----|-----|-----|-------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】 | 水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、一層の国民の理解の増進を図りつつ効率的・効果的に、また、NPO・ボランティア・海業に関わる人といった、漁業者や漁村住民以外の多様な主体の参画や、災害時の地方公共団体・災害ボランティアとの連携の強化を推進。特に国境監視の機能については、漁業者と国や地方公共団体の関係部局との協力体制の下で監視活動の取組を推進。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 目標① 【達成すべき目標】 | 自然環境の保全、保健休養・交流・教育の場の提供などの、水産業・漁村の持つ水産物の供給以外の多面的な機能が将来にわたって発揮されるよう、取組を促進。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | 指標一 計算分類 | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | | | | |
| | 基準年度 | 目標年度 | 年度ごとの実績値 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | | | | | | | |
| ア 藻場の保全・創造に向けた取組・対策の実施面積 | 6,336ha 令和2年度 | 7,000ha 令和8年度 | 6,469ha 6,602ha 6,735ha 6,868ha 7,000ha | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4(水産業・漁村の多面的機能の発揮)における「自然環境の保全」及び5(漁場環境の保全・生態系の維持)における「藻場・干潟等の保全・創造」に該当するアウトカム指標として設定。 | | | | | 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体や漁業者等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させることを目標とする7,000haとした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定。 | | | | | | | |
| | | | 6,459ha 6,593ha | | | | | | | | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握 | | | | | | | | | | | | | | | |
| イ 漁村の活性化により新たに增加了した都市漁村交流人口【再掲】 | 達成度合いの判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0万人 令和3年度 | 200万人 令和8年度 | 40万人 80万人 120万人 160万人 200万人 | F↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅱ4の「多様な主体の参画」に該当するアウトカム指標として設定。 | | | | | 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、海業等の取組を一層推進し、令和8年度までに都市漁村交流人口をおよむね200万人増加させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 | | | | | | | |
| | | | 270万(暫定値) 令和6年10月末 把握予定 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の10月頃(暫定値は6月頃把握) 算定方法:都道府県等からの実績報告により把握 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 施策(5) | 漁場環境の保全・生態系の維持 | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|------------------|--|---------|---------|---------|---------|-------------|--|--|--|--|--|--|
| 施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】 | 海洋生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、藻場・干潟等の保全・創造等を図る。 | | | | | | | | | | | | | |
| 目標① 【達成すべき目標】 | 藻場・干潟の保全・創造 | | | | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | | | |
| ア 藻場の保全・創造に向けた取組・対策の実施面積【再掲】 | 6,336ha 令和2年度 | 7,000ha 令和8年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回4(水産業・漁村の多面的機能の発揮)における「自然環境の保全」及び5(漁場環境の保全・生態系の維持)における「藻場・干潟等の保全・創造」に該当するアウトカム指標として設定。 | | | | | |
| | | | 6,469ha | 6,602ha | 6,735ha | 6,868ha | 7,000ha | | 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体や漁業者等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、藻場の保全・創造の取組を実施する全ての海域において、取組実施箇所の藻場面積を維持・回復させることを目標とする7,000haとした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定。 | | | | | |
| | 把握の方法 | | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握 | | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの 判定方法 | | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | | |

| 目標② 【達成すべき目標】 | 赤潮・貧酸素水塊(注2)による漁業被害の軽減対策 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------------|---|------------|-----------|------------|------------|------------|-------------|-------------------------------|--|--|--|--|
| 測定指標 | 基準値 基準年度 | 目標値 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | | |
| ア 我が国の養殖生産量 | 970 千トン | 令和 2年度 | 970 千トン | 各年度 | 970 千トン | 970 千トン | 970 千トン | 970 千トン | F=一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回5(3)の「赤潮・貧酸素水塊による漁業被害の軽減対策」に該当するアウトカム指標として設定。 赤潮・貧酸素水塊は養殖魚類のへい死やノリの色落ち等の漁業被害を発生させるものであり、その被害軽減に取り組んでいることから、「我が国の養殖生産量」を指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 近年、養殖生産量は1,000千トン前後で推移していることから、目標値については、直近の養殖生産量(令和2年度の実績値970千トン)を維持することとして設定。 | | | |
| | | | | | 911 千トン | 849 千トン | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:漁業・養殖業生産統計年報 作成時期:調査年度の翌年度の5月頃 算出方法:農林水産省統計部から公表される速報値により、当該年の生産量を当該年度の指標として把握 | | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | | |
| 目標③ 【達成すべき目標】 | 環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具などの製品開発 | | | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 基準年度 | 目標値 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | | |
| ア 生分解性プラスチック製漁具の実証取組数 | 0% | 令和 3年度 | 100% | 令和 9年度 | - | - | 30% | 50% | 80% | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回5(6)の「環境に配慮した生分解性素材を用いた漁具などの製品開発」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 研究開発段階にある取組及び新たに研究開発に着手する取組のうち、実証に移行した取組の割合。「みどりの食料システム戦略」工程表において、おおよそ2025年から生分解性プラスチック製漁具の開発に係る実証期間としていることから、令和9年度に100%とすることとして設定。 | | |
| | | | | | - | - | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:事業年度末 算出方法:国の事業による取組数から算出 | | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 Aランク:150%超、Bランク:90%以上150%以下、Cランク:50%以上90%未満、Dランク:50%未満 | | | | | | | | | | | |

| 目標④ 【達成すべき目標】 | 海洋環境の変化に適応した漁場整備を推進 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|--|--|--|
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | 年度ごとの実績値 | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | | | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | | | |
| ア 水産資源の回復や生産力の向上 のための新たな漁場整備による水 産物の増産量 | 0万トン | 令和 3年度 | 6.5万トン | 令和 8年度 | 1.3 万トン | 2.6 万トン | 3.9 万トン | 5.2 万トン | 6.5 万トン | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2Ⅲ5(漁場環境の保全・生態系の維持)における「海洋環境の変化に適応した漁場整備の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 目標値については、地方公共団体等の事業実施主体からの実施要望等を踏まえ、水産資源の回復や生産力の向上を目指し、海洋環境の変化等に伴う漁獲対象魚種の多様化に対応した漁場整備、海流等の変化に対応した浮魚礁等の漁場の施設の再編・整備を推進することにより、6.5万トンの水産物を増産させることを目標とした。 年度毎の目標については、長期計画において目指す主な成果を設定する際に実施した事業実施主体に対する聞き取り結果等を基に設定した。 | | |
| | | | | | 0.9 万トン | 2.0 万トン | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県及び市町村を通じて実績値を把握 | | | | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 △ランク:150%超、△ランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | | | |

| 施策(6) | 防災・減災、国土強靭化への対応 | | | | | | | | | |
|--|--|---|------|----------|-----|-----|-----|-----|---|-------------------------------|
| 施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】 | 漁業地域の安全・安心の確保のため、今後発生が危惧される大規模地震・津波の発生の切迫等に対し、持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化や漁村における避難対策等を推進する。 | | | | | | | | | |
| 目標① 【達成すべき目標】 | 持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化等を推進 | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |
| | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | |
| ア 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合 | 27% 令和 3年度 | 70% 令和 8年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | S↑直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回B6(1)の「持続的な水産物の安定供給に資する漁港施設の耐震化等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 | |
| | | | 36% | 44% | 53% | 61% | 70% | | 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港の施設の耐震化・耐津波化等を推進し、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を令和8年度までにおける70%向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握 | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
|----------------|-----|--|-----|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | | | | | |
| イ 海岸堤防等の整備率 | 53% | 令和元年度 | 64% | 令和7年度 | 64% | 64% | 64% | 64% | - | S↑→直 | 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「子防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防等の整備率」を指標として、令和7年度までに64%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。 | | | | | |
| | | | | | 58% | 60% | | | | | | | | | | |
| 把握の方法 | | 出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、計画高までの整備が完了している延長を集計し把握 | | | | | | | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | | 達成度合(%) = 当該年度実績値 / 令和7年度目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
|---|---|-------|-----|-------|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|---|--|--|--|--|
| | | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | | |
| | | | | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | | | | |
| △南海トラフ・首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率 | 56% | 令和元年度 | 59% | 令和7年度 | 59% | 59% | 59% | 59% | - | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「南海トラフ地震・首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」を指標として、令和7年度までに59%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。 | | | | |
| | | | | | 65% | 65% | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 把握の方法 | 出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、L1地震動に対する耐震性の確保が完了している延長を集計し把握 | | | | | | | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度実績値 / 令和7年度目標値 × 100 Aランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満 | | | | | | | | | | | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
|--|------------------|---|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|--|--|--|
| | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | |
| | | | 目標年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | |
| 南海トラフ地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率 | 77% 令和元年度 | 85% 令和7年度 | 85% | 85% | 85% | 85% | - | S↑一直 | <p>【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、水門・陸閘等の統廃合や常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「南海トラフ地震・首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに85%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。</p> | | |
| | | | 84% | 85% | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 把握の方法 | | 出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象施設のうち、自動化・遠隔操作化等といった安全な閉鎖体制確保のための対策を実施した施設数を集計し把握 | | | | | | | | | |
| 達成度合いの 判定方法 | | $\text{達成度合(%)} = \frac{\text{当該年度実績値}}{\text{令和7年度目標値}} \times 100$ Aランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------------|--|----------|-----------------------|-----|-----|-----|------|--|-------------------------------|--|--|
| 目標② 【達成すべき目標】 | 避難路や避難施設の整備などの避難対策を推進 | | | | | | | | | | | |
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | 年度ごとの実績値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準 年度 | 目標 年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | | | |
| 最大クラスの津波に対する安全な ア 避難が可能となった漁村人口の割合 | 70% 令和 3年度 | 85% 令和 8年度 | 73% | 76% | 79% | 82% | 85% | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回6(1)の「避難路や避難施設の整備などの避難対策を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 | | | |
| | | | 73% | 令和6年 12月下旬 把握予定 | | | | | 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、漁村における避難対策を推進し、最大クラスの津波に対する安全な避難が可能となった漁村人口の割合を令和8年度までにおおむね85%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の12月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握 | | | | | | | | | | |
| 目標③ 【達成すべき目標】 | 地域の水産業の早期再開を図る | | | | | | | | | | | |
| | 基準値 | 目標値 | 年度ごとの目標値 | 年度ごとの実績値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | |
| | 基準 年度 | 目標 年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | | | | | |
| 水産物の流通拠点となる漁港において、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合【再掲】 | 27% 令和 3年度 | 70% 令和 8年度 | 36% | 44% | 53% | 61% | 70% | S↑一直 | 【測定指標の選定理由】 基本計画第2回6(2)の「地域の水産業の早期再開を図る」に該当するアウトカム指標として設定。 | | | |
| | | | 29% | 31% | | | | | 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、水産物の流通拠点となる漁港の事業継続計画(BCP)の策定等を推進し、地震・津波災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。 | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度の8月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握 | | | | | | | | | | |
| | 達成度合いの 判定方法 | 達成度合(%) = 当該年度の実績値 / 当該年度の目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満 | | | | | | | | | | |

| 目標④ 【達成すべき目標】 | 予防保全型の老朽化対策に転換を図る | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-------------------|--|------|----------|-----|-----|-----|-----|-------------|---|--|--|--|--|--|
| 測定指標 | 基準値 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値 | | | | | 指標一 計算分類 | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | | |
| | | | | 年度ごとの実績値 | | | | | | | | | | | |
| ア 予防保全型の老朽化対策に転換し、機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合 | 46% 令和3年度 | 70% 令和8年度 | | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 | 8年度 | S↑一直 | <p>【測定指標の選定理由】 基本計画第2回6(3)の「予防保全型の老朽化対策に転換を図る」に該当するアウトカム指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 漁港漁場整備長期計画(令和4年3月閣議決定)において、予防保全型の老朽化対策を推進し、漁港機能の保全及び安全な利用が確保された漁港の割合を令和8年度までにおおむね70%に向上させることとしていることを踏まえて設定。各年度の目標値については、漁港漁場整備長期計画に定められていないことから、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。</p> | | | | | |
| | | | | 51% | 56% | 61% | 66% | 70% | | | | | | | |
| | | | | 49% | 53% | | | | | | | | | | |
| イ 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率 | 84% 令和元年度 | 87% 令和7年度 | | 87% | 87% | 87% | 87% | - | S↑一直 | <p>【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法(第2条)において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法(第2条1項)に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法(第7条)により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。</p> <p>【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、漁港海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから「予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに87%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、水産庁においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度(令和7年度)の目標値を記載している。</p> | | | | | |
| | | | | 87% | 87% | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:水産庁調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県等からの実績報告により把握 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 達成度合いの 判定方法 | | | | | | | | | | | | | |
| | | $\text{達成度合(%) = 当該年度の実績値} / \text{当該年度の目標値} \times 100$ Aランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | | | | |
| | 把握の方法 | 出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、予防保全に向けた海岸堤防等の修繕が完了している延長を集計し把握 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 達成度合いの 判定方法 | | | | | | | | | | | | | |
| | | $\text{達成度合(%) = 当該年度実績値} / \text{令和7年度目標値} \times 100$ Aランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 | | | | | | | | | | | | | |

政策手段一覧

予算に係る政策手段

| 事業名 (開始年度) | 関連する指標 | 予算事業ID | 事業名 (開始年度) | 関連する指標 | 予算事業ID |
|---|---|--------|--|---|--------|
| グローバル产地づくり緊急対策事業 (1) (令和元年度) (関連:6-2) | (3)-⑥-ア | 003136 | 豊かな漁場環境推進事業 (14) (平成30年度) (主) | (5)-②-ア | 003389 |
| グローバル产地づくり推進事業 (2) (令和元年度) (関連:6-2) | (3)-⑥-ア | 003453 | 厳しい環境条件下におけるサンゴ礁の面的保全・回復技術開発実証事業 (15) (平成30年度) (主) | (5)-①-ア | 003390 |
| 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:6-7,8,13,17,19) | (4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-イ～エ (6)-②-ア | 003262 | 水産バリューチェーン事業 (16) (令和元年度) (主) | (3)-①-ア (3)-②-ア (3)-⑨-ア | 003426 |
| 農山漁村振興交付金 (4) (平成28年度) (関連:6-1,3,7,8,10,13,14,15,17,19,20,21) | (1)-②-イ | 003339 | 北海道赤潮対策緊急支援事業 (17) (令和5年度) (主) | - | 007680 |
| 鳥獣被害防止総合対策交付金 (5) (平成20年度) (関連:6-7,13,14,19) | (5)-④-ア | 003337 | 北海道赤潮対策緊急支援事業(令和4年度第2次補正予算) (18) (令和4年度) (主) | - | 007783 |
| 漁場油濁被害対策費 (6) (昭和49年度) (主) | (5)-③-ア | 003380 | 漁協経営基盤強化対策緊急支援事業 (19) (令和4年度) (主) | (2)-①-ア | 007038 |
| 浜の活力再生・成長促進交付金 (7) (平成17年度) (主) | (1)-①-ア (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-①-ア (3)-③-ア (3)-④-ア (6)-⑤-ア | 003417 | 水産加工業原材料調達円滑化緊急対策事業 (20) (令和4年度) (主) | (3)-①-ア | 005955 |
| 有害生物漁業被害防止総合対策事業 (8) (平成19年度) (主) | (5)-④-ア | 003396 | 漁港海岸事業 (21) (昭和32年度) (主) | (6)-①-イ～エ (6)-④-イ | 003414 |
| 離島漁業再生支援等交付金 (9) (平成22年度) (主) | (1)-③-ア | 003418 | 水産基盤整備事業(補助) (22) (平成13年度) (主) | (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア | 003415 |
| 水産物流通調査事業 (10) (平成24年度) (主) | (3)-①-ア | 003419 | 水産基盤整備事業(直轄) (23) (平成13年度) (主) | (5)-④-ア | 003416 |

| | | | | | | |
|--|---|--------------------|--------|---|-------------------------------|--------|
| 水産多面的機能発揮対策 (11) (平成25年度) (主) | | (4)-①-ア (5)-①-ア | 003420 | 水産基盤整備事業(補助)(TPP対策) (24) (平成27年度) (主) | (3)-④-ア | 003421 |
| 漁港機能増進事業 (12) (平成29年度) (主) | | (1)-②-ア (1)-②-イ | 018641 | 持続可能な水産加工流通システム推進事業 (25) (令和6年度) (主) | (3)-④-ア (3)-②-ア (3)-⑤-ア | 007089 |
| 漁協経営基盤強化対策支援事業 (13) (平成29年度) (主) | | (2)-①-ア | 003407 | 海洋環境の変化に対応した養殖生産構造改革事業 (26) (令和5年度) (主) | - | 007681 |
| 行政事業レビュー ^{シート} 参照URL | https://rssystem.go.jp | | | | | |

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

| 政策手段 (開始年度) | 税制の減収見込額(減収額) | | | | 関連する指標 | 政策手段の概要等 |
|---|----------------|----------------|----------------|----------------|---|---|
| | 令和3年度 [百万円] | 令和4年度 [百万円] | 令和5年度 [百万円] | 令和6年度 [百万円] | | |
| (1) 水産業協同組合法 (昭和23年) | - | - | - | - | (2)-①-ア | 漁業者等の協同組織の発達を促進するための措置。 これにより、漁業者等の経済的・社会的地位の向上と水産業の生産力の増進に寄与する。 |
| (2) 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和25年) | - | - | - | - | (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア | 水産業の健全な発展及びこれによる水産物の供給の安定を図るため、環境との調和に配慮しつつ、漁港漁場整備事業を総合的かつ計画的に推進し、並びに漁港の維持管理を適正にし、及びその活用を促進し、もって国民生活の安定及び国民経済の発展に寄与し、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資することを目的としている。 この法律に基づき漁港漁場整備事業を推進することで、目標が計画的に達成されることに寄与する。 |
| (3) 海岸法 (昭和31年) | - | - | - | - | (6)-①-イ～エ (6)-④-イ | 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。 海岸保全施設の整備を行い、津波・高潮等から国土を保全することにより、災害時の経済社会活動を支え、国民の生命・財産・生活を守ることに寄与する。 |
| (4) 漁業協同組合合併促進法 (昭和42年) | - | - | - | - | (2)-①-ア | 適正な事業運営を行うことのできる漁業協同組合を広範に育成し、漁業に関する協同組織の健全な発展に資するための措置。 漁業協同組合の合併についての援助等を行うことにより、漁業協同組合の合併の促進に寄与する。 |
| (5) 水産加工業施設改良資金通臨時措置法 (昭和52年) | - | - | - | - | (3)-①-ア | 食用水産加工品の安定供給を図るため、水産加工施設の改良等に必要な資金の融通を行う。資金の円滑な融通は製造のみならず消費拡大に寄与する。 |
| (6) 収用に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税等:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (6) 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税等:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和26年度) | - | - | - | - | (6)-①-イ (6)-④-イ | 公共目的により收用された財産の所有者の譲渡所得等について課税の特例を設け、事業等の円滑な推進を図る。 土地等の收用や漁業権の取消等を円滑に行うことにより、海岸事業を効率的に進めることで目標の達成に寄与する。 |

| | | | | | | |
|--|--------------|--------------|-------------|-----------|---------|---|
| (7) 保険会社等の異常危険準備金[法人税:租税特別措置法第57条の5、第68条の55] (昭和29年度) | 66 (61) | 60 (62) | 64 (60) | 64 | (2)-①-ア | 保険会社又は共済事業を行う協同組合の異常危険準備金を対象とし、積立金を損金算入する措置。(積立率は火災共済が掛金額の2.5%、風水害等共済が9%等) 異常危険準備金の積立金額の損金算入が認められることにより、毎期の収入から計画的に異常損害損失への備えのための内部留保の充実が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。 |
| (8) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (法人税:租税特別措置法第57条の9、第68条の59) (昭和41年度) | 38 (20) | 19 (92) | 38 (95) | - | (2)-①-ア | 中小企業等の貸倒引当金の繰入限度額について、貸倒実績率と法定繰入率の選択適用が認められ、さらに協同組合等はその2%割増を行う措置。 (※ 割増特例については、2019年3月31日で廃止となつたが、割増率を2%ずつ段階的に引き下げていく経過措置が設けられた。2023年3月31日に終了。) 漁協等の貸倒リスクへの対応力を維持・強化することにより、漁協経営の安定が図られ、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。 |
| (9) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第10条の3、第42条の6] (平成10年度) | 142 (133) | 173 (193) | 147 (62) | 62 (-) | (2)-①-ア | 漁協が設備投資をする場合において、当該設備の取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除の選択適用を行う措置。 漁協等が行う近代化・合理化に向けた設備投資の支援を通じ、水産業の体質強化が図られ、地域経済の活性化及び漁業経営の安定化に寄与する。 |
| (10) 農業協同組合等の合併に係る課税の特例(法人税:租税特別措置法第68条の2) (平成13年度) | 53 (0) | 191 (128) | 224 (37) | - | (2)-①-ア | 漁協が一定の要件を満たした合併を行う場合には適格合併とみなし、資産の簿価引継や欠損金の損金算入を行う措置。 漁協合併が促進され、漁協系統組織の基盤強化に寄与する。 |

移替え予算に係る政策手段(参考)

| 事業名 (開始年度) | 関連する指標 | 予算事業ID | 事業名 (開始年度) | 関連する指標 | 予算事業ID |
|--|---|--------|---|---|--------|
| 【内閣府より】 (1) デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ) <(ID) 地方創生整備推進交付金> (平成28年度) | (4)-①-イ (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア | 006390 | 【国土交通省より】 (7) 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) | (4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-イ～エ (6)-②-ア | 004474 |
| 【内閣府より】 (2) 水産基盤整備に必要な経費 (平成13年度) | (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア | 000176 | 【国土交通省より】 (8) 奄美群島振興開発事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度) | (6)-①-イ～エ (6)-④-イ | 004475 |
| 【復興庁より】 (3) 漁場復旧対策支援事業 (平成24年度) | - | 000599 | 【国土交通省より】 (9) 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) | (4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-イ～エ (6)-②-ア | 004475 |
| 【復興庁より】 (4) 水産業復興販売加速化支援事業 (平成24年度) | (3)-①-ア | 000606 | 【国土交通省より】 (10) 北海道開発事業のうち水産基盤整備事業 (昭和26年度) | (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア | 004479 |
| 【国土交通省より】 (5) 離島振興事業のうち水産基盤整備事業 (昭和28年度) | (1)-②-ア (1)-②-イ (3)-④-ア (5)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-ア (6)-②-ア (6)-③-ア (6)-④-ア | 004474 | 【国土交通省より】 (11) 北海道開発事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度) | (6)-①-イ～エ (6)-④-イ | 004479 |
| 【国土交通省より】 (6) 離島振興事業のうち漁港海岸事業 (昭和32年度) | (6)-①-イ～エ (6)-④-イ | 004474 | 【国土交通省より】 (12) 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) | (4)-①-ア (5)-④-ア (6)-①-イ～エ (6)-②-ア | 004479 |
| 各府省庁行政事業レビューシート 参照URL | https://rssystem.go.jp | | | | |

(注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。

それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

(注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間にあって、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

| | | |
|----|--------|--|
| 注1 | 生産段階認証 | 持続可能で環境に配慮した漁業・養殖業から生産された水産物であることを担保する認証を指す。 |
| 注2 | 貧酸素水塊 | 溶存酸素が少ない水塊。 |